

亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月14日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第17号

亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年亀山市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(受給資格証の有効期間) 第6条 [略] [2 略] 3 第1項の規定にかかわらず、条例第9条第2項に規定する受給資格者のうち <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月31日の属する年度の更新日から <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の受給資格証の有効期間は、更新日から <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までとする。 [4 略]	(受給資格証の有効期間) 第6条 [略] [2 略] 3 第1項の規定にかかわらず、条例第9条第2項に規定する受給資格者のうち <u>6歳</u> に達する日以後の最初の3月31日の属する年度の更新日から <u>6歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の受給資格証の有効期間は、更新日から <u>6歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までとする。 [4 略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第2号の2中「※未就学児のみ対象」を削る。

様式第4号中「㊦」を削る。

様式第5号中「印」を削る。

様式第6号（その1）、様式第6号（その2）及び様式第10号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和6年9月1日から施行し、改正後の亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、同日以後に受けた医療について適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。